

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公表番号】特表2007-523368(P2007-523368A)

【公表日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【年通号数】公開・登録公報2007-031

【出願番号】特願2006-552140(P2006-552140)

【国際特許分類】

*G 09 G 3/30 (2006.01)*

*G 09 G 3/20 (2006.01)*

*H 01 L 51/50 (2006.01)*

*H 05 B 33/10 (2006.01)*

【F I】

*G 09 G 3/30 J*

*G 09 G 3/20 6 2 4 B*

*G 09 G 3/20 6 7 0 A*

*G 09 G 3/20 6 4 1 D*

*H 05 B 33/14 A*

*H 05 B 33/10*

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の列電極、及び複数の行の個々にアドレス可能なOLED画素を有するアレイであって、各々の行が一般に共有される共有電極を含み：

a) 各々の行の少なくとも1つのOLED画素が電流制限素子、及び有機エレクトロルミネッセント・ダイオードを有し、且つ前記少なくとも1つのOLED画素が前記共有電極と前記複数の列電極の1つとの間に電流を通電するためにそれらの間に接続されており；且つ

b) 前記有機エレクトロルミネッセント・ダイオードが前記電流制限素子と直列に接続されている；

ことを特徴とするアレイ。

【請求項2】

複数の列電極、複数の行電極、及び個々にアドレス可能なOLED画素を有するアレイであって、各々の画素が複数のサブピクセルを有し、且つ各々の行のOLED画素が一般に共有される共有電極を含み：

a) 前記サブピクセルが行電極と列電極との間に並列に接続されており、且つ前記サブピクセルがさらにエレクトロルミネッセント・ダイオード及び電流制限素子を有し；且つ

b) 前記エレクトロルミネッセント・ダイオードが前記電流制限素子と直列に接続されている；

ことを特徴とするアレイ。

【請求項3】

OLEDセルの1つ以上のバンクとして配置されたOLEDセルのアレイを有するエリ

ア 照明装置であつて：

- ・ a ) 前記 O L E D セルの各々が、溶断部材と直列接続されたエレクトロルミネッセント・ダイオードを有し；
- ・ b ) 各バンクが、並列接続された複数の前記 O L E D セルを含み；且つ
- ・ c ) 前記 O L E D セルの 1 つ以上のバンクが、互いに直列又は並列に接続されている；ことを特徴とするエリア照明装置。

【請求項 4】

個々にアドレス可能な O L E D 画素のアレイをリペアする方法であつて：

- ・ a ) 複数の行の有機エレクトロルミネッセント・ダイオードとしてアレイを形成する形成ステップであり、各行の各ダイオードが、各行の一般に共有される共有電極と複数の列電極の 1 つとの間に接続され、且つ各行の各ダイオードが溶断部材と直列に接続される、ところの形成ステップ；

- ・ b ) 短絡したダイオードに直列の溶断部材を飛ばすために 1 つの行及び 1 つの列電極の間に逆電圧を印加するステップ；

を有する方法。